

判決年月日	平成24年9月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10320号		
○発明の名称を「命令トレース供給方式」とする発明の拒絶査定に対する不服審判請求不成立審決について、容易想到性判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、特許庁に対し、発明の名称を「命令トレース供給方式」とする発明について特許出願をしたが拒絶査定を受け、これに対し、不服審判の請求をしたが、不服審判請求は成り立たないとの審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、以下のとおり、審決の容易想到性判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

すなわち、引用発明において、アドレス計算部により計算された分岐先アドレスに代えて、命令ポインタレジスタから出力される全てのアドレスから、命令トレースに必要な不連続アドレスのみをアドレスの不連続を示す制御信号を用いて抽出する構成に変更することは、自明とはいえない。また、引用発明は、分岐先アドレスを出力することで、出力される実行情報の量を抑制することを目的とするものであるから、引用発明において、この目的を達成することが可能なアドレス計算部の出力する分岐先アドレスを用いるのに代えて、実行する命令のアドレス全てを出力するとの構成に至る動機付けがない。むしろ、引用発明は、内蔵キャッシュがヒットしている場合、命令の実行状況がマイクロプロセッサのアドレスバスやデータバスに出力されない構成である上、常にマイクロプロセッサの実行情報をプロセッサの外部に出力することは、バスの競合が発生し、マイクロプロセッサの性能の低下を招くとの認識を前提としており、引用発明において、実行する命令のアドレス全てを出力するように構成することには、阻害事由がある

以上によれば、引用発明において、本願発明のように、メモリにアクセスするアドレスを含む命令ポインタを、全て命令トレースコントローラに送っておき、不連続なアドレスを示す制御信号により命令トレースコントローラによって選択するようにすることは当業者が容易になし得たことである、との審決の認定、判断には誤りがある。